

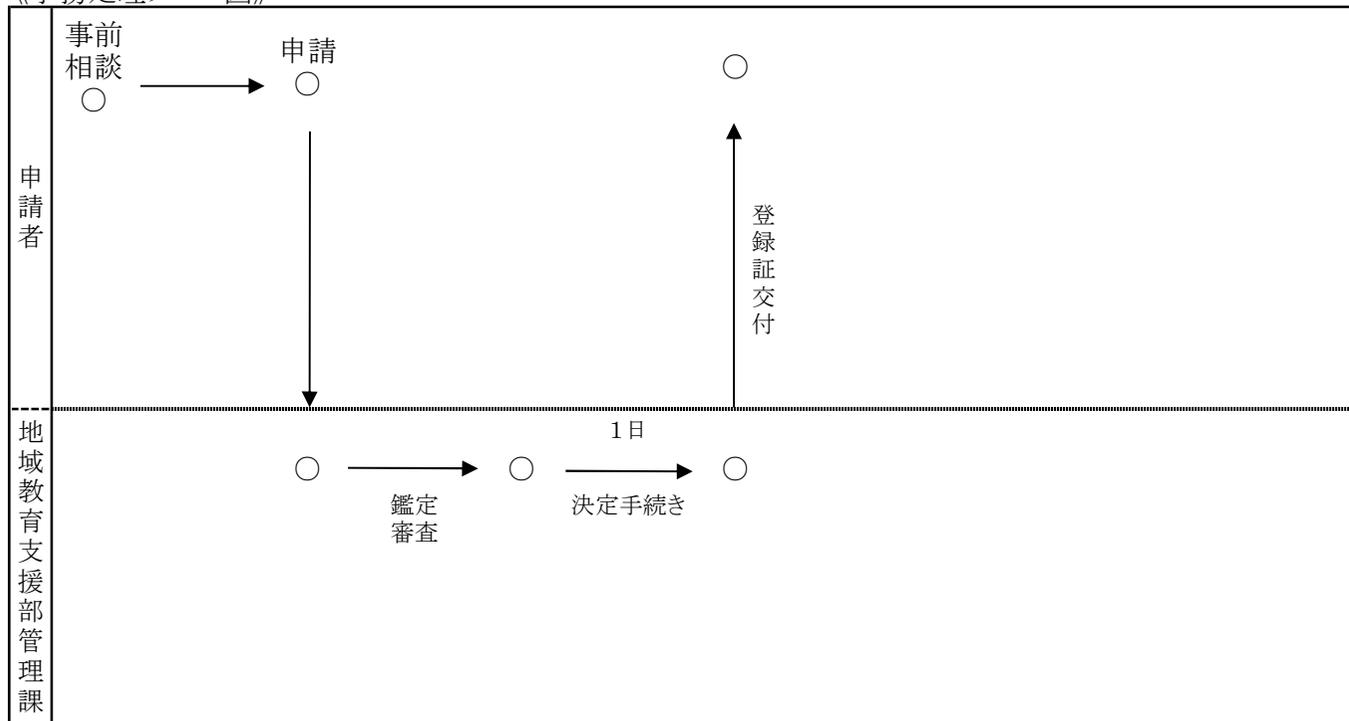
事務処理フロー図

事務名	古式銃砲及び刀剣類登録証の再交付
根拠法令	銃砲刀剣類所持等取締法第15条第2項

作成部署 教育庁地域教育支援部管理課文化財保護担当 電話03-5320-6862

標準処理期間計	1日
---------	----

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	申請	申請書及び登録しようとする銃砲刀剣を揃え、審査会に来庁します。
2	鑑定審査	審査員により登録可能な銃砲刀剣であるか鑑定審査します。
3	決定手続き	登録可能と判定された銃砲刀剣について登録証の発行を管理課長が決定します。
4	登録証交付	申請者に交付します。
5		
6		